

公 告

平成30年度における平均標準報酬月額について下記の通り変更したので、公告する。

平成31年3月29日
全日本理美容健康保険組合
理事長 井出 隆夫



記

公告番号	年月日	公 告 事 由
30-008	平成31年3月29日	平成30年度における平均標準報酬月額について

1. 平成30年9月30日現在の平均報酬月額 292,348円
2. 平成31年度における平均標準報酬月額（等級）300,000円（22等級）
3. 適用期間：平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

※上記2は、任意継続被保険者の平成31年度における上限額として適用する。

以上